入間市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案

現行

(課税額)

第2条 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する 国民健康保険の被保険者につき算定した所得 割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及 び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当 該合算額が63万円を超える場合においては、基 礎課税額は、63万円とする。

3 略

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。

(国民健康保険税の減額)

- 第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。
 - (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及 び山林所得金額の合計額が、43万円(納税義 務者並びにその世帯に属する国民健康保険 の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち 給与所得を有する者(前年中に法第703条の

(課税額)

第2条 略

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する 国民健康保険の被保険者につき算定した所得 割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及 び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当 該合算額が61万円を超える場合においては、基 礎課税額は、61万円とする。

3 略

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険税の減額)

- 第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。
 - (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円

5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭 和40年法律第33号)第28条第1項に規定する 給与所得について同条第3項に規定する給 与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項 に規定する給与等の収入金額が55万円を超 える者に限る。)をいう。以下この号におい て同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を 有する者(前年中に法第703条の5に規定す る総所得金額に係る所得税法第35条第3項 に規定する公的年金等に係る所得について 同条第4項に規定する公的年金等控除額の 控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつて は当該公的年金等の収入金額が60万円を超 える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては 当該公的年金等の収入金額が110万円を超え る者に限る。)をいい、給与所得を有する者 を除く。)の数の合計数(以下この条におい て「給与所得者等の数」という。)が2以上 の場合にあつては、43万円に当該給与所得者 等の数から1を減じた数に10万円を乗じて 得た金額を加算した金額)を超えない世帯に 係る納税義務者

ア~エ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及 び山林所得金額の合計額が、43万円(納税義 務者並びにその世帯に属する国民健康保険 の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち 給与所得者等の数が2以上の場合にあつて は、43万円に当該給与所得者等の数から1を 減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算 した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属 者1人につき285,000円を加算した金額を超 えない世帯に係る納税義務者(前号に該当す る者を除く。)

ア~エ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及 び山林所得金額の合計額が、43万円(納税義 務者並びにその世帯に属する国民健康保険

 を超えない世帯に
係る納税義務者
ア〜エ 略
(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及
び山林所得金額の合計額が、33万円
O'四你別待並領のロ司領が、30万円
に被保険者及び特定同一世帯所属
者1人につき285,000円を加算した金額を超
えない世帯に係る納税義務者(前号に該当す
る者を除く。)
公 日で序入。 /
ア〜エ 略
(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及
び山林所得金額の合計額が、33万円
○ 1月11111111111111111111111111111111111

の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち 給与所得者等の数が2以上の場合にあつて は、43万円に当該給与所得者等の数から1を 減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算 した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属 者1人につき52万円を加算した金額を超え ない世帯に係る納税義務者(前2号に該当す る者を除く。)

ア~エ 略

附則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険 税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所 属者が、前年中に所得税法

一 第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法 第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」と

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税 の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険 の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法 附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合に おける第3条、第6条、第8条及び第21条の規 定の適用については、第3条第1項中「及び山 林所得金額の合計額から同条第2項」とあるの は「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措 に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア〜エ 略

附則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険 税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法<u>(昭和40年法律第33号)</u>第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額<u></u>」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額 [所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」

する。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税 の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措

置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項 若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第 1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第3 5条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条 の規定に該当する場合には、これらの規定の適 用により同法第31条第1項に規定する長期譲 渡所得の金額から控除する金額を控除した金 額。以下この項において「控除後の長期譲渡所 得の金額」という。)の合計額から法第314条 の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額 (」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除 後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条 第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若 しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項 に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中 「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所 得金額並びに法附則第34条第4項に規定する 長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税 の特例)

5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する 国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を 有する場合について準用する。この場合におい て、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは 「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の 金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、 「、第35条の2第1項、第35条の3第1項 又は 第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第3 1条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読 み替えるものとする。

置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項 若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第 1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第3 5条の2第1項 又は第36条 の規定に該当する場合には、これらの規定の適 用により同法第31条第1項に規定する長期譲 渡所得の金額から控除する金額を控除した金 額。以下この項において「控除後の長期譲渡所 得の金額」という。)の合計額から法第314条 の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額 (」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除 後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条 第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若 しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項 に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中 「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所 得金額並びに法附則第34条第4項に規定する 長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税 の特例)

5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する 国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を 有する場合について準用する。この場合におい て、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは 「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の 金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、 「、第35条の2第1項 又は 第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第3 1条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読 み替えるものとする。